

UHF RFID リーダー使用に関する注意

総合通信局への登録申請について

RK25-UHF は高出力タイプ UHF 帯 RFID 機器であり、ご使用の際は所轄の総合通信局へ構内無線局又は陸上移動局の包括登録申請及び無線局の開設届が必要です。機器を使用する前に必ずお客様で必要な手続きを行ってください。

包括登録申請には申請書を申請者(お客様)の本社住所を管轄する総合通信局に提出してください。その後、総合通信局から登録状が届きますので、これを受けて無線局の常置場所を管轄する総合通信局に無線局の開設届出書を提出します。なお無線局の開設届は、お客様が機器利用を開始されましたら 15 日以内に提出してください。

(例)本社が東京で利用場所が大阪の場合

包括登録申請: 関東総合通信局

開設届出書: 近畿総合通信局

総合通信局は地域ごとに管轄地域が決まっていますので手続きを行う総合通信局をご確認ください。関東(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)の場合は関東総合通信局(ホームページ <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/>)となります。

包括登録申請手続きについては、総務省関東総合通信局ホームページをご覧ください。

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/konai/index.html>

登録申請書及び開設届出書の各用紙は

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/konai/youshiki.html>

に掲載されていますので適宜記入、修正してお使いください。

なお上記 URL は 2020 年 1 月現在のものです。

登録申請時に必要なRK25-UHFの工事設計認証の番号は、「020-190048」です。

電波法令により、無線局の改造は禁止されており、違反すると法律で罰せられます。故障の際の内部点検、調整はお買上の販売代理店にお任せください。

本製品は日本国内仕様のため、海外ではご使用になれません。